

# 入来文書 資料読書会(読み合わせ会) — 資料抜粋

入来花水木会

本綴りは、朝河貫一博士の著書『入来文書—The Documents of Iriki』の翻訳者である矢吹 晋先生(横浜市立大学名誉教授)が、先生の著書『天皇制と日本史 —朝河貫一から学ぶ—(集広舎、2021年7月発行)』より抜き出して提示して下さった6つの資料の理解できた(であろう)文章を抜粋したものである。用語の意味などを調べて追記してある。なお、段落に付した番号は、見やすく(読みやすく)するために、本綴り作成者が勝手に付した番号であることをご了承願いたい。(文責・本綴り作成者:入来花水木会事務局長)

## 資料(1) 黙殺される朝河史学 (第1節 黙殺される朝河史学) P71~79

### (1)『日本荘園データ』(国立歴史民俗博物館編)

- ①本体に朝河の名がない。
- ②末尾に付された「荘園関係文献目録」に、朝河の2つの論文名があるだけ。
- ③「荘園関係文献目録」に、入来院研究論文については10点の論文があげられているが、朝河の次の2つの論文についての言及がない。

『荘園研究／Land and Society in Medieval Japan』(日本学術振興会、1965年)

『The Documents of Iriki』(日本学術振興会、1955年、和文書名「入来文書」)

### (2)『日本荘園大辞典』

- ①「入来院」が、1頁の3分の1を少し上回る紙幅を用いて解説されており(執筆者:三木靖)、参考文献として、西岡虎之助論文と永原慶二論文が挙げられている。
- ②この大辞典の「参考文献目録」には、少なくとも170冊の署名が挙げられているが、朝河の論文は、『荘園研究／Land and Society in Medieval Japan』が挙げられているのみで、『The Documents of Iriki』は挙げられていない。

### (3)西岡虎之助著『荘園史の研究 下巻第二』(岩波書店、1956年)

- ①朝河の名前は見当たらない。

### (4)永原慶二・稲垣泰彦編『中世の社会と経済』(東京大学出版会、1962年)

- ①収められた永原論文「中世村落の構造と領主制」に朝河の名が登場しない。
- ②この永原論文は、科学研究費を得て、1961年4月上旬に入来を実地調査して書かれたものである。同行者は、古川常深(入来出身)、石井進、瀬口恒雄の3名。松下充止(入来町長)、本田親虎(町史編纂主任)が協力を惜しなかった。
- ③永原慶二はなぜ入来町を調査対象として選んだのか。『The Documents of Iriki』を意識していたはずだ。なのに、永原は朝河の『The Documents of Iriki』すなわち英文部分についての言及はまったくなかった。

## (5) 調査に同行した石井進の(20数年後の)回顧。

永原の調査の仕方および学説

「迫田」「谷田」(辺境の水田)・・・中世の水田として、「迫田」「谷田」こそが重要。「美田」(より大きい川ぞいの低地一帯にひろがる水田)・・・江戸時代になってから開かれた水田で、中世の水田を考えるためには、この美田は消去しなければならない、と強調。

永原が「迫田」「谷田」に視線を向けたのは、「土着奴隷制的支配と近似した状態」を発見するためであった。そして、彼は入来院の領主と農民関係に、「封建的な村落共同体の未成熟という段階に照応する農奴制の前提的な姿」を発見したという。

## 朝河史学の見解

朝河は、永原の説いたような「奴隷制」「農奴制」の存在をそもそも認めない。

朝河比較史学の核心ともいべき「要約」の章でこう指摘している。

[日本の小作人は]土地や領地に緊縛されたのではなく、強制労働であったのでもない。ローマやフランク王国の奴隷、自由民、コロンの相当するものではない。労働を強要する領主領地はなく、小作人の生活の大部分が管理されていたのではない。日本の土地制度はヨーロッパの意味での農奴は生み出さなかった。(矢吹訳「入来文書」、577頁)。

これは永原にとってたいへん不都合な見解であった。やはり無視するほかはない

## 【用語】

コロンのフランス語で一般に植民者、移住者、契約労働者、借地農の意。特にフランス領植民地で土地を所有し、農業経営をするフランス系植民者をさす場合が多い。

## 資料(2) 朝河による入来文書の発見 (第2節 朝河と入来文書の発見) P80～83

### [年表]

(1) 大正6～8年(1917～19年)

エール大学在職中、日本中世史研究のために史料編纂所(東京)に留学

(2) 大正8年(1919年)

史料編纂所で『薩藩旧記雑録』所蔵の入来院文書に着目、これを日欧封建制比較研究の最適な素材と選び、はるばる現地入来に赴き独自に原本調査を行った。史料編纂所として未調査の地であった。

(3) 大正8年(1919年)6月

1週間余り入来村(当時)に滞在、入来院文書や清色亀鑑などを調査、筆写などに努めた。(系図などの調査の余裕はなく、現地の識者に筆写を依頼した。)

(4) 大正8年(1919年)9月

横浜港から帰国、以後、没するまでの30年間、再び故国日本の土を踏むことはなかった。

(5) 大正14年(1925年)

日本文『入来文書』の印刷が完了した。編年順に文署155点が配列されているが、入来院文書のみならず、寺尾文書・岡元文書や清色亀鑑も収録し、それに薩藩旧記雑録から入来関係文書を抽出している。付録として、入来院氏系譜など系図類を収録する。

(6) 昭和4年(1929年)春

英文 The Documents of Iriki(入来文書)も完成し、日英両文合冊の形でエール大学出版会とオックスフォード大学出版会から発行された

(7) 昭和23年(1948年)8月

朝河貫一氏、米国で没。

### [復刻版等、5つの出版]

朝河貫一氏没後の昭和20年代の後半になると、朝河氏と「入来文書」に対して再評価の気運が高まり、1955年～1981年の間に「入来文書」の復刻版、復刻版再版、新訂版、復刻盤版のリプリント版の5つが出版された。

### [入来院文書等の行方]

昭和41年(1966年)『入来文書』の主体たる入来院家文書・寺尾家文書・岡元家文書は、現地入来町を離れてしまった。

## 資料(3) 英訳IRIKIと古文書入来

(第3節 「The Documents of Iriki」と古文書の入来(院)文書を峻別せよ)  
P83～97

### (1)1995年の「The Documents of Iriki」復刻版について

①復刻は朝河の編集した通りに「完全復刻」すべきであり、手を加えるべきではなかった。史料を「増補」したのは、ミスリーディングではないか。

[1]朝河が熟慮の末に選択した成果を曖昧にしてしまった。朝河の細心の選択の意味を結果的に薄めることになった。

[2]史料の海に読者あるいは研究者を投げ込むことになった。

「増補」が実は、朝河の達成した成果から読者の目をそらすことになった。朝河が何をを選び、何を捨象したかを忘れさせ、朝河が熟慮の結果取捨したものを単なる準備不足と誤解させた形跡が残る。これは朝河史学からその方法を真に学ぶことなく、単に形式を模倣した一知半解というほかない

### 【用語】

一知半解(いっちはんかい) = なまかじりで、知識が十分に自分のものになっていないこと

②歴史家・朝河は歴史書を「書いた」のではなく、古文書を「編集した」というのが彼の基本的スタンスである。

③朝河の没後、刊行委員会は収録史料を2.4倍に増やし、この結果、朝河版では菊判134頁分であったものが菊判323頁に膨れ上がった。

朝河の編集意図あるいは執筆意図は大きく損なわれる結果になった。朝河から切り離された「入来文書」の「物神化」に努めたように映るのは否めない。

④日本の読者・研究者にとってより必要なことは、日本における封建制の発展と没落の歴史を知り、その封建遺産がいかに明治以後の歴史に引き継がれたかについての朝河の分析結果を知ることであったはずだ。

⑤朝河史学はまだ日本史理解の主流にはなっていない。これは、刊行委員会の関係者自体が、朝河史学の核心、特に日欧封建制との比較の視点に照らして日本史を解読しようとした朝河史学の意味をよく理解していなかったことも一因ではないかと惜しむのである。

(2)「荘園研究／ Land and Society in Medieval Japan」の編集方針について

- ①このような編集方針が朝河史学の核心への理解を妨げる結果となったのは惜しんでもあまりあるものというほかない。
- ②戦後日本の政治状況のもとで進歩的日本史学を代表する存在であった永原慶二のような研究者によって黙殺されたことが朝河史学の大きな転機になったのではあるまいか。入来町へ現地調査に行きながら、その報告書で朝河の名に言及しなかった理由は、むろんわからない。かつて永原の講義を聞いたことのある友人によると、悪意をもって黙殺したとは思えない。おそらくは朝河史学の位置づけに悩み、結局は棚上げしたのではないかという見方であった。

③永原が朝河の問題提起に触発されて入来まで調査に行きながら、結局はそれを活かすしきれなかったのは、朝河史学と当時の永原史学に代表される日本中世史学との距離があまりにも隔たっていたからであろう。永原のように入来まで調査に出向く積極性は示さなかった他の歴史家たちも、永原と同じように、黙殺してきたわけである。こうして朝河史学は進歩派だけではなく、保守派あるいは中道派からも無視されてきた。

## 竹内理三の朝河評価その1

(1)当時イェール大学にいた朝河貫一博士にとっては、両者(日本の荘園とヨーロッパのマナー)は同じものではなかった。

### 【用語】

マナー(manor) = 中世ヨーロッパにおける荘園

(2)しかしながら朝河の仕事は外国語で書かれたので、新しい歴史的潮流のなかにあった日本の学者に注目されることは、ほとんどなかった。

(3)この間に日本では唯物史観が幅を利かせていたのであった

竹内論文はマナーと荘園の類似性を主張する(旧講座派の流れを汲む)唯物史観派が朝河学説を無視したことを実に的確に指摘している。

### 【用語】

唯物史観 = 「物質的な生産力や生産関係の変化が、歴史を動かす原動力となる」という考え方。ヘーゲルが「絶対精神が自由の実現に向けて歴史を動かす」と考えたのとは一線を画したもの。

(4)戦後の日本史学界では、「古代社会は奴隷制の上に」樹立され、「中世社会は農奴制を基礎とした」とみなす観点に合わせて、「古代に属する荘園は奴隷制に基づく生産様式であった」とみる見解が幅を利かせている

- (5)この解釈は「封建社会が荘園制度から発生した」と説明するうえできわめて便利であったために、学者たちは今日このテーゼを実証するためにあらゆる努力を惜しまないようにみえる。
- (6)しかしながら「**荘園では奴隷が領地を耕した**」とする解釈は**信憑性を問われないわけにはいかない**。
- (7)竹内は、今後の研究の発展のためには、「**朝河博士の成果に対する注意深い研究が必要だ**」と説いた。
- (8)竹内は朝河学説が無視された理由の一つが「**荘園とマナーを峻別する**」主張にあることは正しく指摘したが、この論文では朝河が分析した荘園の解体と封土化の過程、これに伴う農村社会の再編成の部分には言及していない恨みが残る。

**【用語】**

**峻別(しゅんべつ)** = きびしく区別を立てること。

[なお、竹内は 1955 年に「**日本荘園研究の歴史**」を書いている。]

- (1) 荘園と中世村落が必ずしも一致せず、かつ西洋の manor とも異なる点をいち早く指摘したのは、エール大学の朝河貫一氏である。
- (2) **manor と荘園とは異なることを指摘**し、manor は村落団体であるのに、荘園は散在的田家組織 (Einshof) の一で、わが国の荘園は、manor の如き**領主の強力な支配下に立つものではなかったこと**、**荘園の領主権は薄弱で、荘民は農奴ではなかったこと**を述べ、後者では、**荘園がそのままに封建的封土ではなく、地頭職や名主職が封建武士の恩給の対象であったこと**を注意した。

**【用語】**

**Einshof** = 一軒家(の農家)という意味のドイツ語。

- (3)「**13世紀から18世紀の間の農民の性格を、かかる性質の農奴と一色にぬりつぶす**」**農奴論を退けつつ、「主君と臣下の主従関係によって秩序づけられた武家時代である**」として、その構造を次のように説明する。「**鎌倉時代の将軍と御家人との関係は、正しくこの個人と個人の人格的關係によって成立したものであって、将軍が御恩として与える土地給与、または所領安堵は、この人的關係を媒介として行われたものである。よく封建關係は、土地給与を媒介として、人的關係に入るといわれるが、実はその逆である**」と。

竹内がこの論文について「**もっばらこの朝河博士の論文により示唆されたもの**」と語ったことは前述の通りだが、この竹内論文自体においては、**典拠とした朝河論文は文献に挙げられておらず、直接的言及はなかった**。

## 竹内理三の朝河評価その2

朝河博士の研究は「ほとんど日本的標準となっていた見解」に反対するものであった。朝河はヨーロッパのマナーは村落共同体であり、そこでは住民は「マナー領主の強い封建規制」を受けている。これに対して日本の荘園では「領主は弱く、住民は農奴のように扱われてはいない」と指摘した。朝河は荘園のいわゆる作人は「小作人というよりは土地所有者」であり、「荘園自体は封土(fief)ではない」と強調した。日本の封建制においては地頭職と名主職が恩貸地(beneficium)として武士に与えられ、こうして「地頭が領主と農民の間に介入した」と論じた。

朝河のこれらの見解はなぜ受け入れられなかったのか。

竹内は言う。「不幸にして、これらの発見が日本で長らく認められなかったのは、いささか曖昧な邦訳のため、そして日本の研究者側にヨーロッパの方法論の経験が欠如していたため」である。また、清水三男が、交戦中の敵国米国に在住する歴史学者・朝河の名を引用しにくかったことは、容易に推測されるであろう。

石母田正および永原慶二は、1950年ごろ、在家とは付属する田畑と屋敷を含む全休であるとする見解を表明し、屋敷の所有者は田畑のような不動産とともに売り買いされた半奴隷であると解釈し、さらに封建制の確立は在家が独立した農民に発展することによって行われたと主張した。

要するに、石母田、永原らは、在家が人力の管理制度であるという根本を忘れ、人と土地を統一支配するものが封建制だとみる俗流の見解に呪縛されていたために、在家と名田の区別ができなかった。これが竹内のコメントである。

以上の行論において竹内は「The Documents of Iriki」から具体的な引用はまったく行っていない。おそらく未読なのであろう。

朝河自身は「在家」を「農民の屋敷」と説明し、これに対応する「武士屋敷」が「門」(かど)であると説明した。とは言え、武士と農民という二つの階級自身が完全に区別されたものではないし、それゆえ規模と重要性は異なるとしても、両者が峻別されたわけではないことに留意せよ、と指摘している。

## 資料(4) 英訳を通じて日本史を書く

(第4節 朝河の語る『The Documents of Iriki』) P97～101

[入来文書をしてきわめて 注目すべき史料たらしめているいくつかのまれにみる条件]

- (1)それは史料の**多様性**、文書から跡づけできる**制度的発展の代表性**、文書がカバーする**時間的長さ**、である。
- (2)文書は**比較的限られた領域**のものである。
- (3)与えられた史料が**単一の領主の家系**であり、**小さな領域の場合のほうが調査はより容易**である。
- (4)本質的な制度的事実は日本の**封建制度史全体を支配した**ものとして**典型的かつ代表的**なものである。
- (5)ここでついに日本の**封建的成長の真実**を世界にもたらず願望の文書を発見した。

[文書の選択と選択した文書の性質について]

大量の史料のなかから、**253の文書**を選び、英訳し、**注釈**を付し、**通し番号**を付した。

- (1)一部は性質からして私的なものであり、他は公的なものである。半ば私的、半ば公的なものもある。
- (2)私的なもののなかには、販売、贈与、降伏、和解、真の職に関わるもの、私信、遺贈、証言の行為が見られる。
- (3)半公的・半私的な文書には、個人や機関の領主とその代理人に対する陳情が含まれる。
- (4)公的文書あるいは公法にかかわる文書には勅令、朝廷の部局の命令、皇子の命令、国の郡司のもの、将軍の封建政府から出された命令、任命、判決、確認が含まれる。
- (5)私的であれ公的であれ、より封建制度に関わるものとしては、人間への委託、領主と家臣の誓約、家臣の保有物の認可のような家臣に関わる文書、将軍・大名・領主・家族の首長から出された領地あるいは封土に関わる書信、徳川将軍下の大名組織の記録、贈与を差し出し、人質を要求するもの、出陣の呼び出し、到着報告、戦時の論功の報告、称賛し褒美を約束した手紙、兵士動員割当ての記録などを含めて戦時における文書である。
- (6)このほかに、土地保有、土地調査、課税に関わる大量の文書がある。

## 資料(5)外国専門家の高い評価 (第5節 朝河史学の継承のために) P102～116

ヨーロッパと日本の諸制度を比較研究するための手段として朝河が設定した具体的定義。

- (1) 封建社会においては、支配階級はいくつかの武士の集団によって構成されており、そのおのおのの集団は、相互にサービスの提供をおこなう徹底した人的紐帯の環によって結ばれている。それぞれの環は二人の武士(領主と家臣)とのあいだの関係として表現される。一方が他方にたいしてその死にいたるまで忠誠を誓うということになる。
- (2) 家臣の奉公は、土地は二次的な要素としてのみ、この関係に入るのであって、第一義的な発動力となるものは、領主と家臣のあいだにとりむすばれる個人的な軍事契約である。

### 【用語】

紐帯(ちゅうたい) = 二つのものを固く結びつけるもの

朝河の定義は、領主と家臣を結びつけている紐帯と、私的な身分を公的な権威に結びつけている知行の二つを重視している。

### 【用語】

知行(ちぎょう) = 日本の中世・近世において、領主が行使した所領支配権を意味する歴史概念。平安時代から「知行」の語が使用され始め、以降、各時代ごとに「知行」の意味する範囲は微妙に変化していった。日本の歴史上の領主はヨーロッパの農奴制における領主のように無制限に所領の土地と人民を私有財産として所有したのではなく、徴税権・支配権にかかわる一定の権利義務の体系を所持した存在であった。この体系が知行であり、日本史における領主階層のあり方を理解する上で、知行の概念の理解は欠かせない。(出典:知行 - Wikipedia)

〔日本の荘園とヨーロッパのマナーの相違は朝河によってかなり詳細に論じられている。〕

- (1) ヨーロッパに典型的な農奴制と、荘園制の厳密な形態が、日本にあらわれなかったことは認めねばならない。
- (2) 日本において、農民の負担は、保有地の生産物にたいする割合で支払われるか、あるいは、耕作者の所有地から計算された評価額にもとづいて支払われた。
- (3) 領主の直営地での労働、あるいは賦役労働のような特殊な労働負担の規定は、存在しないことはなかったが、まれであった。
- (4) 朝河はこの事実を、日本における稲作農業の集約的形態と、西洋における粗放的な畑作農業の相違という観点から説明している。

### 【用語】

粗放的 = 綿密でなく、あらっぽいこと。大まかでしまりがいい。やりっぱなしである。労働力の集約性が低い。

## 〔徳川期の日本〕

- (1) 歴史家の多くは、徳川期の日本を封建的として完全に特徴づけてしまうことの危険性を認識している。
- (2) 朝河も、徳川体制は「全体としてみても、あるいは部分的にみても、また武士階級においても、農民の側においても、もはや純粹に封建的とは言えない」と注意深く指摘している。
- (3) 権威は個人的な権利としてよりは、むしろ制度的な、あるいは法的な径路を通じて行使されていた。
- (4) 武士階級の権威は、封建体制のもとでは、知行地や農民にたいして私的に行使される大権としてみとめられていたが、これも、非個人的な、公的な行政体系に道をゆずった。
- (5) 農民階級にかんしていえば、人格的に緊縛された状態からしだいに大名に年貢を支払う小作人的身分へと移行していった。
- (6) 地方行政は、大名の官僚機構に吸収され、もはや大名の家臣に再分割されなくなった。
- (7) 賦役や下人労働は、有償の労働や有給の内奉公にしだいにとってかわられた。

### 【用語】

賦役(ぶえき、ふえき)＝農民のような特定階級の人々に課せられた労働である。公共への労働力としてほぼ無給で働かされた。

## 近代日本の前段階としての日本の封建制の重要性を強調する朝河の解釈

### 〔朝河史学はなぜ歴史の闇に埋もれたのか〕

- (1) 英語で書かれた厚い本、読みにくい本であること。
- (2) 朝河は解説書、通説のような一般向けの本を書かなかった。
- (3) 朝河の封建制論を最初に理解した清水三男の早逝が惜しまれる。
- (4) 朝河の業績を同じ中世史の専門家として十分に評価した竹内理三の二つの論文もまた英語で書かれた。
- (5) 当時の日本では「ケネディ・ライシャワー路線」なる色眼鏡でライシャワーをみる向きが特に学界では、主流であった。

## 〔朝河の明治維新論〕

- (1) 徳川期に維持された社会的道徳的制度がなかったとしたら、この革命(明治維新)がかくも成功裏に達成することはありえなかったはずである。
- (2) 武士階級は、自制と忠誠の理想をもって国家統一の新しい運動における指導権を幸いにも引き受けた。
- (3) 何世代にもわたってその生命よりも個人的な名誉を高く評価するよう教育されてきた武士階級は、ただ勇氣だけをもって、新しい目標に直進することができた。
- (4) 何世紀もの間、穏健に訓練された農民階級は、新しい指導者に導かれて、新しい支配者を支えるために必要な種類の人々を形成した。
- (5) 封建日本から近代日本への過渡期は、国民の福利という先進的考えに目覚めた武士階級に巨大な覚醒をもたらしたが、農民の静かな心にはほとんど衝撃を与えなかった。
- (6) 武士は、より保守的な武士に鋭い衝突を体験させ、それぞれの側に刺激的な英雄的忠誠的行為の記録を残した。
- (7) 農民は旧時代から新時代にかけて、ほとんど一滴の血さえ流さなかった。
- (8) 封建時代が独特の社会的道徳的制度を準備しなかったならば、日本の運命はどんなに異なっていたであろうか。
- (9) 武士がもし個人主義的実用主義的であったならば、既存の秩序が根本的に変化した近代的条件のもとで、国家が独立を保持できたかどうか疑わしい。革命以後の日本を特徴づけるような政体として団結し、調整され、目的をもって前進することはほとんど不可能であったはずだ。
- (10) 農民が批判的であり、個人的に自己主張したならば、国家を転覆させるかに見えたほどの内外の危機を克服して、今日のように存在することはきわめて困難であったはずだ。国家の存在自体をあやうくする内部の反対が起こったに違いない。

## 〔内外整合的な各国史を〕

- (1) 朝河の描く日本の封建時代とは、このような偉大な遺産を残した時代なのであった。
- (2) 内外の整合性をもった歴史記述という問題提起は、まさに諸国民の相互理解のための国民性の研究を提起した朝河の主張と共鳴するものであろう。
- (3) 入来院の祖、渋谷五郎定心は頼朝の御家人重国の孫である。定心らは、室治の合戦の功績を評価され、1247年に地頭職を与えられた。南九州の封建時代は実質的にはここから始まるといって過言ではない。入来文書を無視して、南九州の中世史を語れないのは火を見るよりも明らかなだ。

## 資料(6) 島津文書より優れている入来文書 (補節 海老澤衷「鎌倉幕府の成立と惟宗忠久」を読む P116～129

【用語】惟宗忠久、島津忠久

島津忠久(しまづ ただひさ)は、平安時代末期から鎌倉時代前期にかけての武将。鎌倉幕府御家人。島津氏の祖。本姓は惟宗氏で惟宗忠久(これむね の ただひさ)、また後年には藤原氏も称した。出自・生年については諸説ある。

ワシモ (WaShimo) のホームページより

### 丹後局と花尾神社

源頼朝の寵愛(ちょうあい)を受けて身ごもった丹後局(たんごのつぼね)は、頼朝の正妻・北条政子の逆鱗(げきりん)に触れ、政子に追放されます。西国へ下る途中、摂津国住吉の住吉神社(現在の大阪市の住吉大社)の境内で男子を出産します。雨の降る夜更けのことで、狐が火を灯し無事に出産を終えたと伝えられています。その子は、三郎と名付けられ、母・丹後局の再嫁先である惟宗広言(これむねひろこと)のもとで養育されました。七歳のとき、父頼朝と鎌倉で対面し、元服して惟宗忠久(これむねただひさ)と名乗ります。島津氏の正史ともいふべき『島津氏正統系図』などによれば、住吉神社の境内で狐火に照らされながら出生したこの男子が、島津家初代当主・島津忠久だとされています。源頼朝や丹後局を祀(まつ)る花尾神社が鹿児島市郡山(こおりやま)町にあります

### 島津雨と島津の稻荷信仰

鹿児島では、出立や祝い事、神事の日などに降る雨を「島津雨」といい縁起の良いものとしています。また、島津氏は稻荷大明神を氏神としています。これらは、丹後局が雨の降る夜更けに住吉神社の境内で狐の火を借りて無事に島津忠久を出産したことに由来しています。

朝河の「The Documents of Iriki」を真に読んだ読者には、島津家文書からはとうてい見えない**歴史の真実**が入来文書によって明かされていることが理解できるはずだ

なぜ、朝河は「書きたくて書いた」のではない「**低等批評**」の小品を書いたのか。皇室との関係を偽造しようとする偽史造りが日本ナショナリズムに何をもたらすか、この差し迫る事態をいよいよ危惧して、朝河は「島津忠久の生い立ち」を執筆した。朝河は、**島津藩史の偽史作りが皇国史観に流れる日本社会の風潮を加速する恐れを容認できなかった**と思われる。

忠久を頼朝の落胤とする説の流布を必要としたのは、忠久が元来「帰化系の家柄」で近衛家の警護を担ってきた人物であること、すなわち頼朝の「敵対勢力側にいた人物」だからであろう。しかしながら、忠久はその経歴と識業のゆえに国際情勢の分析と権力闘争あるいは権力の所在には敏感であった。東国の鎌倉に幕府が樹立され、この権力が京都の公家勢力を呑み込むのも時間の問題と見破った忠久は、頼朝の権力と和解する道を模索し始める

この間の権力交代期にあつて、忠久側は頼朝との接点を必死に求めた。その苦闘の成果が頼朝落胤説にほかならない。他方、入来院側は相模国から薩摩に下向した時点からすでに幕府の御家人であることは天下周知の事実であった。

忠久は自他の称した通り惟宗氏であろう。その名に忠の字があるのもそのためであろう。父母については徴すべき確証がない。しかしその生れたのは、1165年よりやや前であろう。多分もとは純粹の京紳で、若い時から藤原氏殊に近衛家の所従であつて、その恩顧によつて兵衛、衛門の尉となり、檢非違使となり、一時は賀茂祭主を勧め、或いは何時かは播磨掠となった時もある。また近衛を仰ぐことから島津庄に重要な庄載を宛て行われ、その他にも同家及び他の高家から他の庄職を得たろう。少なくとも1180年まで、または更に数年後在京し、然る後ある年からある有力の所縁によつて頼朝の御家人となつた。

一つは摂関政治を担う近衛家を通じて公家功力の動向をつかむ役割を担う。もう一つは、近衛家の財政を支える島津庄の管理人として、九州全体における幕府権力と旧権力との決戦において重要な役割を果たしうる可能性が大きい。

鎌倉東国政権が全国政権に成長するためには、忠久の協力は必須であり、忠久はこの期待に応えた。

一言でいえば、忠久落胤伝説は必要性があつて創作され、それは明治維新まで続いた。これが一つ。ただし、忠久＝島津藩は、古代日本を中世日本に転換させる歴史においては、脇役を担ったにすぎない。主役の座は頼朝であり、頼朝を直接支えた御家人たち、たとえば地頭入来院とみるべきである。私が入来文書を「陽画」と見立て、島津忠久の活動を「陰画」と見立てるのは、以上の経緯を説明するためにほかならない。

この武家屋敷に残された入来文書は、武士社会の誕生から終焉までの細密画が描かれた宝庫である。朝河が入来文書の学術的価値を発見し、国際的名声を得たが、やがて忘れられた。

あらかじめ結論を先取りしておく、次のような具合である。

- ①日本の庄をヨーロッパのマナーになぞらえるのは、時代錯誤である
- ②ヨーロッパのマナーには農奴がいたが、日本にはいなかった。日本の小作人あるいは下人、所従などと呼ばれた農民は、土地を所有する領主あるいは地主から土地を借りて耕作し、地代として年貢を収めた。ここには経済外的強制はなく、小作人たちは自らの意志で巧みに水田を耕した。この自主性、主体性はヨーロッパの農民と大きく異なる。
- ③ヨーロッパの三圃制農業と、日本の水稲耕作には大きな違いがある。

#### 水稲耕作(日本)

水が肥料をもたらし、土壌を保護するので、連作が可能であった。千年以上にわたって連作しても、連作障害は生じなかった。

#### 乾地畑作農業 (dry farming) (ヨーロッパ)

連作に限界がある。地力を養うために、しばしば休閑地を必要とした。食用の冬麦と飼料用の春麦の輪作からなる制度が完成したあとでも、地力回復のために休耕・放牧による畜糞の供給が不可欠であった

ヨーロッパでは、農民の大部分は、領主の直接指揮のもとで農耕に従事し、いささかの自主権もなかった。まさに農奴であった。これに対して日本の農民は小作地を借り受けて、自らの経営判断であたかも自作農のごとく働いた。日本では領主の直営地で働く農民の比率は限られており、人格的に従属する関係にはなかった。要するに、三圃制の耕地割替えと直営農場での労働を主体とするヨーロッパの農民が農奴的身分に陥るほかないのに対して、定められた小作料を支払ったあとは、余分の収穫を自らのものとする日本の農民は、マナーの農奴と比べてはるかに自由を謳歌していた。この実像を唯物史観学派は把握できなかった。

④武士階級の内部をみると、ヨーロッパの封建契約では領主と臣下が対等であったが、日本では大名と御家人の関係で、後者の立場が弱い。その2つの理由。(1)戦国時代が短かったため。(2)集権的政府(大一統)のイデオロギーを受け入れてきたので、大名と御家人が平等であるとする観念が育ちにくかった。

⑤朝河の日本封建制論の際立った特徴は、水稲耕作のもつ意味を徹底的に考え抜いた

こと、そこに着目して、直接的生産者すなわち農民の地位が同時代のヨーロッパよりもはるかに高かったことを指摘したことである。ずばり言えば、日本の小作農は農奴であるどころか、まさにその水田の経営者であった

日本の 農民の社会的地位はヨーロッパの農民と比べてはるかに高かったが、ほとんどの日本史家はヨーロッパの事情に疎いために、農奴的なヨーロッパの農民よりも、日本の農民はもっと奴隷的だとする間違っただイメージを抱き続けた。

### 【用語】

三圃制農業(さんぼせいのうぎょう、英語: three field system) = 輪作の一種で、農地を冬穀(秋蒔きの小麦・ライ麦など)・夏穀(春蒔きの大麦・燕麦・豆など)・休耕地(放牧地)に区分しローテーションを組んで耕作する農法である。農地の地力低下を防ぐことを目的に、休耕地に家畜を放牧し、その排泄物を肥料として土地を回復させる手助けとした。中世にヨーロッパで普及し、現在の混合農業につながる農法である。

土地の割替え = 耕地を耕作者数に応じて一定の年限ごとに交替に割り当てる制度。中世ヨーロッパではロシアのミールや、スイス、アイルランドなどでみられた。日本では江戸時代に地割(じわり)制度や入会地利用を割り替えた割山制度として行われた。

### 〔朝河伝説〕

- (1) 朝河の incoming 訪問がわずか一週間なのに、どうしてこのように大部の史料を書き写すことができたのか。
- (2) 朝河は incoming 町を訪れて、 incoming 文書の現物に触れる前に、その内容をあらかじめ理解していた。
- (3) 253篇の文書が収められている。このうち、「薩藩旧記」など、朝河が東京大学や東大寺百合文書では読むことができなかったものは、概算で約四割である。
- (4) 歴史家・朝河の視線は、そのような公的文書が発出されるに至った私的事情を事実即して追求する。
- (5) 朝河の歴史家としてのすごいところは、判例解説をもって事足りりとするのではなく、ひらがなしか書けない訴え手の主張に耳を傾け、論駁する側の主張も細かく分析し、最後に判決の歴史的意味を考察するという周到な手続きを踏んで、鎌倉時代の武士家族の人間模様、権利関係の細部を描いたことである。

島津家文書は量的には膨大だが、これを実証することは不可能なのだ。切断された細密画を二枚与えられても、両者を結ぶことは不可能だと朝河は強調している。これが島津家文書に対する朝河の評価である。天皇綸旨や関東(幕府)下知状の内容は十分に知り尽くしながら、その背景を示す文書を朝河は渉獵し、ついに incoming 文書にたどり着いた。これが朝河による incoming ファミリー発見の物語である。

## 【用語】

発出(はっしゅつ) = ある物事や状態が生じて外に現れ出ること。

論駁(ろんぱく) = 議論して、相手の説を誤りとして非難・攻撃すること。

渉獵(しょうりょう) = あちらこちらと広くあさって歩くこと。転じて、多くの書物を読みあさること。

## 「正統的アカデミズム」の限界かー近藤成一論文を読む

### 入来院

相模国渋谷庄を本拠地とした渋谷重国の孫・定心は、1247年の宝治合戦を闘い、恩賞(恩給)として薩摩の(のちに入来院と呼ばれる)所領を与えられ、地頭として赴任した。この経歴から明らかなように、渋谷一族は恩給として封土(fief)を与えられ、赴任した。

### 島津一族

島津忠久が頼朝によって島津庄地頭に任命されたのは1185年とされており、渋谷氏下向の62年前になる計算だが、時期については疑問も多い。朝河は忠久の地頭就任1197年(32歳)、守護就任は1203年(38歳)とみている。島津庄は、由来摂関近衛家を領家とする庄であり、京都の朝廷勢力と縁が深い。近衛という強い領家によって任命され、領家のために「下司として働いていた忠久」を頼朝は地頭に任じたものだ。忠久が庄の下司から頼朝の地頭に変身したといっても、どこまで鎌倉殿に忠誠を誓うかは保証の限りではあるまい。これが南九州における鎌倉幕府初期の影響力の限界であったと思われる。だからこそ幕府側は信頼できる御家人渋谷氏を「もう一人の地頭」として、島津庄のすぐ近くに派遣し、島津側を困惑させたのである。

## 【用語】守護と地頭 (NHK 講座、日本史より)

「源頼朝(みなもとのよりとも)」は、富士川(ふじがわ)の戦いで平氏軍に勝利した後、1180年、鎌倉に拠点を構え「鎌倉殿(かまくらどの)」と呼ばれました。頼朝は、鎌倉に軍事・警察の機能をつかさどる「侍所(さむらいどころ)」を設け、南関東と東海道東部を支配しました。1183年10月、頼朝は後白河法皇との交渉の末、東国に対する支配権を朝廷から承認されます。頼朝は平氏追討(ついで)目前の1184年、国の基盤整備をさらにすすめます。財政を担当する機関「公文所(くもんじょ)」、そして裁判機関の「問注所(もんちゅうじょ)」を設置しました。1185年、壇の浦の戦いで平氏が滅亡すると、後白河法皇は義経からの要請により、頼朝を討ちとろうと画策します。しかし、逆に頼朝から圧力を受けた法皇は、追討令を撤回するとともに、「守護(しゅご)・地頭(じとう)」を任命する権利を頼朝に認めます。守護は、治安維持のため軍事・警察権を行使する地方官です。国ごとにひとりずつ、東国出身の有力な武士などが任命されました。地頭は、頼朝を主君とし、臣下となった武士たちが任命されました。各国の荘園や公領に設置され、その任務は土地の管理や年貢の徴収、治安維持などでした。

### 地頭と領家の紛争

地頭が設置された当初は、領家が地頭戦の停止を要求したり、地頭による下地支配を「濫妨」とみなして領家側が訴えるケースもしばしば見られたが、「泣く子と地頭には勝てぬ」と言われるほどに、武力を背景として地頭の地位が強化されてくると、領家側は地頭の「非法」を訴える作戦に転じ、幕府の法廷も双方の主張を聞いて裁定するようになった。

「下地」(土地そのもの)とその「上分」(稲絹などの収穫物)をめぐる紛争はますます複雑化した「下地中分」という和解案だ。水田や畑を分けて領家分・地頭分として、分割された田畑から収穫される稲絹などを領家分・地頭分の年貢とするやり方だ

### 分割相続から家督相続への収斂

近藤は、総領による家督相続に収斂した理由として、田畑が再分割できないほどに細分された事実を挙げている。このほかに、戦争において兄弟が敵味方にわかれて戦う局面が現れたことへの反省や、また一族郎党を率いて武具を調達し大部隊を作り、戦闘を有利に進めて戦功を挙げ、恩給を得るといった封建制特有の事情も大きな要素として挙げるべきではないか。

## 【用語】

家督相続(かどくそうぞく) = 長男がすべての遺産を相続する制度。対するのが「分割相続」  
領家(りょうけ) = 古代末から中世にかけての荘園領主の称。